当座預金の商品概要 1/2

- ★小切手または手形により、払戻しいたします。
- ★口座開設(当座勘定取引開始)にあたっては、当金庫所定の審査をさせて いただきます。

項目	内 容
名称または愛称	当座預金
ご利用になれる方	個人および法人のお客様
期間	期間の定めはございません。
預入方法等	① 預入方法:随時お預入いただけます。
	② 預入金額:1 円以上
	③ 預入単位:1 円単位
払戻方法	小切手または手形により、払戻しいたします。
預入金利	無利息となります。
金利情報の入手方法	
税金	
手数料	小切手帳および手形帳の発行には、当金庫所定の手数料がかか
	ります。
付加できる特約事項等	公共料金の自動支払いのお取扱いができます。
中途解約時のお取扱い	
苦情処理措置•	苦情処理措置
紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部
	(9 時~17 時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。
	 紛争解決措置
	熊本県弁護士会紛争解決センター(9 時~17 時、電話:096-
	325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。
	また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士
	会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:
	03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能
	ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総
	│務部または全国しんきん相談所(9 時~17 時、電話│ 03 3517 5055
	03-3517-5825)へ直接お申出ください。 ト記事章の分離十分(東京三分離十分)へ直接な中山頂/こと
	│ 上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くこと │も可能です。
	ひり能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご
	利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域
	利用頂けより。その際には、①の各様のアクセスに使利な地域 の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等
	を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域
	の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もありま
	す。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんき
	ん相談所へお問合わせください。

当座預金の商品概要 2/2

項目	内 容
その他参考事項	① 一定の事由が生じた場合、当金庫からお客様へ通知し、ご解
	約いただくことがあります。 ② 預金保険制度の付保対象預金です。全額保護されます。

- ※口座開設の際ご用意頂くもの
 - >ご印章(実印並びに使用印)
 - ≫ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等